

東日本大震災復興緊急保証に関するQ&A

★共通

Q. 東日本大震災復興緊急保証に該当する対象者は？

A. 東日本大震災の影響により、売上高等が減少した中小企業者が対象となります。

Q. 売上高等の減少の基準は？

A. 10%以上減少していることが基準です。

- ・ 特定被災区域内に事業所を有し、東日本大震災により売上高等が減少した中小企業者
(1号認定)

Q. 業種による基準は？

A. 通常の保証で対象とならない業種、業態は認定の対象外となります。

Q. 売上高等の基準月は何月になるの？

A. 最近3か月の実績を基準とします。

ただし、複数の営業所を有し最近の売上高等が未集計等により売上高等が確定できない場合に限り、最大で6か月前から起算することができますが、基準とする3か月を選ぶことはできません。

★1号認定

Q. 特定被災区域内に事業所を有することを証明する書類は？

A. 納税証明書、税務申告書類、許認可証、商業登記簿、商工会又は商工会議所の会員証などによる書面で確認をします。

Q. 特定被災区域内の事業開始年月日を証明する書類は？

A. 営業許可書、商業登記簿などによる書面で確認をします。

★2号認定

Q. 特定被災区域内の事業者との取引がある場合や風評被害等で売上が落ち込んだ場合の認定はどうなりますか？

A. 2号認定は平成25年3月31日融資実行分をもって終了しました。今後は、特定被災区域内に支店や事業所をもつ事業者のみが対象となります。(平成26年3月31日融資実行分までが対象です。)